



消防団の組織概要

令和7年4月1日現在

都道府県名	北海道	所在地	〒078-8367		
市町村名	旭川市	所在地	旭川市東光27条8丁目旭川市総合防災センター3階		
消防団事務所管	旭川市消防本部総務課消防団担当	電話番号(直通)	0166-74-3249	FAX	0166-33-1191
消防団名	旭川市消防団	メールアドレス	shobodan@city.asahikawa.lg.jp		

組 織	分団数		35	分団	ホームページURL	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/311/315/p006629.html?path=C100/C311/C315/P6629
	うち機能別分団数		0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数		0	隊		
	部数		0	部	消防団活動事例・PR等	
	班数		0	班		
団 員 数	条例定数		750	人	旭川市消防団は、日頃から訓練を積み重ね、火災・水災及びその他の災害の防御に活躍しています。 また、平常時においても予防広報など献身的な取り組みを行うとともに、あわせて女性消防団員により繊細かつ、ソフト性を活かした市民との対話による火災予防活動を行い、地域防災の重要な役割を果たしています。 消防団員は、会社員や自営業、主婦、学生など各自本来の仕事を持ちながら活動をしています。 災害が発生した場合は、自宅や職場から出動しています。 消防団は誰にでも参加できる活動です。そんなあなたのチカラが消防団には必要です。 消防団の入団資格は、市町村ごとに条例で定められています。 旭川市では、市内に在住している方で ・年齢18歳以上の者 ・心身ともに健康な方 など 職業や男女を問わず入団することができます。	
	実員数		631	人		
	男性団員数		592	人		
	女性団員数		39	人		
	基本団員数		631	人		
	大規模災害団員数		0	人		
	その他の機能別団員数		0	人		
職 業 構 成 別 団 員 数	国家公務員		0	人		
	地方公務員		11	人		
	都道府県職員		1	人		
	市区町村等職員		10	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員		31	人		
	農協職員		12	人		
	郵政職員		12	人		
その他		577	人			
ポ ン プ	普通消防ポンプ自動車		4	台		
	水槽付消防ポンプ自動車		4	台		
	小 型 動 力 ポ ン プ	小型動力ポンプ付積載車	27	台		
		小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	0	台		
		手引き動力ポンプ	0	台		
年 額 報 酬	報酬額(階級:団員)		年額	36,500	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)		年額	36,500	円	
出 動 報 酬	火災		16000	円		
	風水害等の災害		16000	円		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。

「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。

定めがない場合又は年額支給の場合には「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。